

賃貸住宅を扱う不動産業者などの皆様へ

(住居確保給付金へのご協力のお願い)

1. 制度の背景

住居を失うことは、生活の拠点となる場を失うとともに、就職活動に必要な住所をも失ってしまうことであり、安定した仕事に就くにあたって、大きな制約となります。これらの方々を支援するため下記のとおり制度を実施します。

2. 制度の内容

生活困窮者自立支援法に基づき、家賃を支給することにより、早期の再就職や生活の安定を支援する制度です。

対象者 : 住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方

支給要件 : 就労支援担当者による面接等の支援を受けて、公共職業安定所で常用就職に向けて就職活動を行うこと等

支給期間 : 最長3ヶ月間

支給額 : 単身者 月額42,000円 2人世帯 月額50,000円
3人～5人世帯 月額55,000円 6人世帯 月額59,000円
7人以上世帯 66,000円 を上限に支給。

共益費・管理費等は含まない賃料を支給。滞納家賃は対象外。

3. ご協力をお願いしたい事項

本制度を利用するにあたり、離職者及び給与等の収入を得る機会が減少した方で住宅を喪失した方が住居を確保するため不動産業者様にお伺いする際に、入居を希望する物件の状況について、本人が持参する「入居予定住宅に関する状況通知書(要綱様式第4号-1、第4号-2)」にご記入いただく必要があります。また、離職者で住宅を喪失するおそれのある方については、本人が持参する「入居住宅に関する状況通知書(要綱様式第5号)」に入居中の住の状況についてご記入いただく必要があります。

4. 住居確保給付金支給までの手続きの流れ

受給資格が確認されると、「住居確保給付金支給対象者証明書(要綱様式7号-1、第7号-2)」が交付され、住宅を喪失している方の場合には不動産業者様と本人が、原則として諸費用の振込を停止条件とする賃貸借契約を締結してもらいます。

住宅の初期費用(敷金等)については、本人が自らの資金により支払うのが基本ですが、その資力がない場合は、社会福祉協議会の「総合支援資金貸付制度」の住宅入居費の借受手続きを行っていただくことになります。手続きが完了したら住宅入居費が住宅の貸主様または貸主様から委託を受けた事業者様(不動産業者様含む)の口座に振り込まれます。ご本人からの住居確保報告書(要綱様式第8号)、賃貸契約書の写し及び住民票の写しの提出を受け、住居確保給付金の決定通知を行い、住居確保給付金を不動産業者様または住宅の貸主様の口座に振り込みます。

ただし、振込日については、本人の手続き状況により遅れることがあります。

また、住居確保給付金は、最長3ヶ月間支給されますが、審査の結果、不支給になる場合や就職活動を怠ったり、その報告をしない場合、就職をし、収入が増加した場合、短期間で住居を解約した場合などは、支給中止となります。

不動産業者の皆様におかれましては、現況の雇用情勢や住居を失うことの問題点、制度の趣旨などをご理解いただき、ご協力をお願いします。

その他注意事項

- ・住宅の貸主等が住居確保給付金の受給希望者に対して、民間賃貸保証会社などによる入居保障(賃貸保証サービス・滞納家賃保証サービス・連帯保証人サービス等)をつけることを求める場合、本人がその保証会社とで交わす保証サービスに要する保証料(契約料)について、本人が自ら金銭的な負担ができない場合は「総合支援資金(住宅入居費)」を活用していただくことになります。保証契約そのものは、本人の責任で契約を行うこととなります。市や社会福祉協議会が保証人になることはありません。
- ・本人が早期に住宅を退去した、または貸主との合意により契約を解除した場合は、住居確保給付金を中止する必要がありますのでその旨を下記までご連絡ください。

お問い合わせ先 豊中市くらし再建パーソナルサポートセンター
(豊中市社会福祉協議会)

TEL:06-6848-1313